

令和2年度第3回 亀山市地域公共交通会議 議事概要

開催日時	令和2年8月26日（水）10時00分～				
開催場所	亀山市役所 3階 大会議室				
出席委員	13名	欠席委員	4名	傍聴人	0名
	委員17名中13名の出席により会議成立				
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長挨拶 2. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乗合タクシーの現状報告について（資料1） (2) 乗合タクシーのAI実証実験について（資料2） 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) バス運賃体系の見直しについて（資料3） (2) 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について（資料4） (3) 乗合タクシー地域停留所の追加設置要望について（資料5） 				
議事概要	<p>《議事概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長挨拶 （会長） 皆さん、改めましてこんにちは。新型コロナウイルス感染症につきまして、本市でも4例目が確認された以降は、第二波のピークはやや収まりつつあると思われるものの、まだ油断はできないところがございます。本日は、第3回ですが、第1回が書面決議でございましたので、実質は6月の第2回に引き続いて2回目となりますが、ご参集いただきありがとうございます。平成29年度からの現行の亀山市公共交通計画の期間中には、市内のバス路線の再編を進めさせていただき、すでに西部ルート、東部ルート、南部ルートの再編を完了しております。また、野登・白川地区自主運行バスの再編も進めながら、バス運賃体系の見直しについてもご議論をお願いしたいと思っております。どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたしまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 2. 報告事項 （1）乗合タクシーの現状報告について（資料1） <事務局より説明> （座長） ありがとうございました。それではただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？ （会長） 敢えて要望として申し上げますが、乗合タクシー制度は、鉄道、バス等の路線がない交通空白地域の解消が目的のひとつでございます。乗合タクシー制度によって交通空白地域は解消されたわけですが、3ページの地区別の登録率によりますと平均の43.6%を下回っている地区は、川崎地区、野登地区、白川地区、加太地区と周辺地域が多いため、これらの地区の登録率を上げていただく努力をしていただきたいと思います。 （事務局） 確かに登録率が平均値を下回る地区もございますが、西部ルート、東部ルート、南部ルートそれぞれの利用状況につきまして、年に何度か地域に伺って報告もさせていただいております。その際には地域の皆さんと一緒にいろいろ取り組みたいと申しておりますが、依然としてこのような状況でございますので、登録率を増やしていくことにつき 				

まして、地域と協議させていただきたいと思います。

(座長)

ありがとうございました。ちなみにこの地区が、登録率が上がらない理由はどういうことだとお考えでしょうか？

(事務局)

野登地区につきましては、当初の地域停留所が少なかったため、数カ所をまとめて増やしたこともございました。昼生地区の登録率が高くなっておりませんが、違いとして感じるのやはり地域の皆さんが、いろいろな取り組みを自主的にされている地域は、登録率も増えてまいります。登録率の低い地域に伺う際には、昼生地区を例に挙げまして、ぜひこちらでも取り組んでいただきたいと申し上げておりますが、さらに働きかけていきたいと思います。

(座長)

地区の取り組み次第かと思います。おそらく以前にも会議でお話しさせていただいたかと思いますが、登録率を上げることを目標とするのではなくて、困っている人にこの制度を知らせて登録していただくことを目標にさせていただきたいと思います。とにかく登録率だけを上げて、特に必要のない人に登録していただくことを狙う必要はありません。本当に困っているのに制度を知らないという人がいることが問題であり、そのような人達に制度を知っていただき、登録いただき、使っていただくというストーリーを描いていただきたいと思いますので、本末転倒にならないよう、数字だけを追わないようお願いしたいと思います。その他いかがでしょうか？

ちなみに新型コロナウイルス感染症の影響により、その他の公共交通機関は非常に利用者が減っている状況と伺っております。おそらく亀山市でも路線バスやコミュニティバスの利用が減っているかと思いますが、そのような中で乗合タクシーは順調にご利用いただいているかと思われます。これは、密を避けるという意味でも使われたのかもしれないませんが、やはり当日予約ができるようになったことが大きいのでしょうか、この利用状況から考えていることがありましたらお教えてください。

(事務局)

利用状況につきましては、月別延べ利用者数がございますが、令和2年3月に初めて延べ利用者数が200人を超えたところでございます。タクシー料金助成制度も4月から一部の高齢者の方に限定されておりますので、さらに伸びるかと思っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、4月以降は200人を下回る状況でございましたが、少しずつ増えてまいりまして、7月につきましては、当日予約の対応、運行時間の延長と制度を見直して利便性を高めたことにより、300人を超えたところでございます。

(座長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか？引き続き、登録率を上げること、登録率の低い地区につきましては、周知をお願いするとともに利用状況をご報告いただきたいと思います。

(2) 乗合タクシーのA I 実証実験について (資料2)

<事務局より説明>

(座長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等ございま

したらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？
三重県の補助事業であります、委員から何かございませんでしょうか？

(委員)

当初、9月から10月の事業期間として採択させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響、乗合タクシーの利用者は増えているもののタクシー事業者の事情をご相談いただきました。やはり他のモデル事業も同様ですが、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での実証実験が難しい状況でございますので、1月に延期していただくことになった次第でございます。

(座長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか？新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見据えながら、実証実験を実施できるようにご準備いただければと思います。

3. 協議事項

(1) バス運賃体系の見直しについて (資料3)

<事務局より説明>

(座長)

ありがとうございました。それではただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等いただけたらと思いますが、いかがでしょうか？

(会長)

この地域公共交通会議の全ての案件につきましては、事前に市役所内の関係部長からなるバス等検討委員会で議論させていただいた上で、この会議に提出しております。5ページの運賃改定案では100円に据え置く対象を小学生、中学生、乗合タクシー登録者としております。乗合タクシー登録者は、75歳未満の方もいらっしゃいますが、原則として75歳以上の高齢者となっております。高齢者であれば65歳以上という区分もございますが、なぜ乗合タクシー登録者とさせていただいたかと申しますと、65歳から74歳までの方につきましては、依然として運転免許保有者が多く、やはり運転免許自主返納者は80歳を超えた方が多いことから、あえて65歳以上ではなく75歳以上が中心の乗合タクシー登録者とさせていただいたところでございます。

また、75歳未満の方につきましても、乗合タクシー登録者でございましたらバスを100円で乗車できることとなりますので、全体としては問題ないかと思われます。なお、乗合タクシーとバスの相互利用を図りたいという観点から、このような案を提出させていただいたものでございます。

(座長)

ありがとうございました。本来、運賃は交通事業者が国から認可を受けて決まります。しかし法律が改正されまして、地域公共交通会議、すなわちこの場で合意が得られて初めて、今回のような認可運賃以外の運賃制度が認められることになっております。市として方針を示していただいておりますが、委員各位の合意がなければ実現できないということであり、非常に責任が重い決定をしなければならないものです。ご意見等いただけたらと思いますが、いかがでしょうか？

定期券について、一般の場合は1回当たり150円ということになり、本来の運賃200円の75%で乗車できるというお得感があります。しかし、学生、乗合タクシー登録者の場合は1回当たり100円と全くお得感がないということになります。果たしてこれが相応しいのでしょうか。65歳以上75歳未満の方が、まだ運転免許を返納できないもののバスに乗り始めようかと思っても、自家用車を運転できるのであれば乗合タクシーの利

用者登録ができないので、定期券を買えずに毎回 200 円を支払わなければならないという不公平な仕組みではないでしょうか。市民の皆さんがどのように思われるか、また税金の投入という意味から、一部の方のみ集中して恩恵があるようなことが果たしてよいのか、ぜひ利用者、市民の方々から見てどうなのだろうかと考えていただければと思っておりますが、委員いかがでしょうか？

(委員)

住んでいる集落が中心部から離れているため高齢者でも自家用車を運転される方が多いのですが、普段からバスを利用されている方は運賃が 2 倍になれば、負担が大きくなり大変だと思います。

(座長)

運賃の値上げ自体はできれば安い方がよいのは間違いないことですが、財政状況や受益者負担については、市全体の方針としてやむを得ないことかと思えます。ただし、日常にご利用いただいているの方々に対する負担の減は考慮する必要があると思えます。ありがとうございました。委員いかがでしょうか？

(委員)

地域では、週 2 回の関南部地区スクールバス活用バスの運行に合わせて買い物や通院に利用されています。

運賃の値上げ後は、全体の利用者が減るのではないのでしょうか。

(座長)

運賃改定後も、ぜひ利用者が減らないように努力していただきたいと思えます。ありがとうございました。委員いかがでしょうか？

(委員)

自主運行路線の収支率が 10%以下となっていますが、鈴鹿市の約 30%と比較してとても低く思えます。私も子どもがおりますので、改定案の小学生・中学生の運賃が 2 倍になることは、義務教育であるのに不公平に感じます。

(座長)

ありがとうございました。1 点目は、鈴鹿市はなぜ収支率がよいのか、2 点目は、義務教育の子どもが通学で利用する際には市の補助があるのでしょうか。

(事務局)

まず 1 点目の鈴鹿市との違いでございますが、一路線当たりのバスの運行経費はほとんど変わりませんが、利用者数が大きく異なることが収支率に影響している原因だと思われれます。

2 点目でございますが、小学生は 50 円から 100 円に値上がりとなりますが、義務教育の通学につきまして、野登・白川地区自主運行バスでは低学年の児童が池山地区から野登小学校に通うために教育委員会からの補助による学校独自の定期券を発行しておりますが、運賃改定の影響はないようにしたいと考えております。中学生は、西部ルート of 坂下地区から関中学校まで、加太地区福祉バスの加太地区から J R 加太駅まで同様の定期券で通学しております。

(座長)

委員よろしいでしょうか。

<p>(委員) ありがとうございました。</p> <p>(座長) 委員いかがでしょうか？</p> <p>(委員) 特にございません。</p> <p>(座長) ありがとうございました。ちなみに5ページの定期券の区分に学生とありますが、これは何を指すのでしょうか？</p> <p>(事務局) 高校生と大学生を想定し、運賃は据え置きとなるように配慮しております。</p> <p>(座長) 高校生と大学生は、本来であれば1回あたり200円ですが、定期券を買うことによって100円で乗車できるという意味でしょうか？</p> <p>(事務局) はい。</p> <p>(座長) 小学生と中学生の一部は、学校独自の定期券で通学しているとのことでしたが、小学生と中学生は定期券を買えないのでしょうか。</p> <p>(事務局) 高校生と大学生を想定しておりますが、小学生と中学生につきましても追加させていただきます。</p> <p>(座長) では、この学生とは小学生、中学生、高校生、大学生という意味であることを明記してはいかがでしょうか。</p> <p>(事務局) 修正させていただきます。</p> <p>(座長) 小学生と中学生については、教育委員会から定期券代が補助されて、実質は通学に無料で使えるようになり、バス事業者も運賃収入があるということで承知しました。その他いかがでしょうか？関係交通機関の方々は、今回は値上げであり競合の問題は緩和される方向でありますので、特にご異論ないということによろしいでしょうか？ では、学生については、誰を対象とするか明記していただき、その他特にご異論ございませんので、この方針で進めていただき、次回の会議で詳細を協議させていただきたいと思います。</p> <p>(2) 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について (資料4) <事務局より説明></p>

(座長)

これに関しましてご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？まずは地域の方々の意見をしっかりと聞きながら、場合によってはマイナーチェンジで済むかもしれない、または大幅な変更になるかもしれないということ、それぞれに応じたスケジュールが示されています。地域の代表の方々の意見を聞くことも大切ですが、ぜひともご利用いただいている方々の意見を聞いていただければと思います。では特にご異論ないようでございますのでこの方針で進めていただければと思います。

(3) 乗合タクシー地域停留所の追加設置要望について (資料5)

<事務局より説明>

(座長)

乗合タクシー地域停留所の追加設置のご要望があったものでございますが、これに関しましてご質問・ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？基準がございまして、原則として既存の停留所が250m以内であった場合には、追加設置できないというものです。今回の下庄集会所につきましては、A-11 下庄旧集会所前やA-13 下庄東が250m以内でございますが、非常に道路が入り組んでいたり、坂道もあったりして実際には利用が困難であるということから設置したいというものです。では特にご異論ないようでございますので、今回の下庄集会所を地域停留所として新たに設置するというところでよろしいでしょうか？

(委員一同) 承認

(座長)

ありがとうございました。その他について、事務局よろしくお願いします。

(事務局)

<事務局より利用促進啓発物品の作成について報告>

(座長)

ありがとうございました。委員各位もご活用いただければと思います。それでは本日の協議を終了し、事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

委員各位におかれましては、熱心なご協議を賜りまして、ありがとうございました。また、次回開催予定は、10月頃を予定してございます。詳細日程が決まり次第、改めてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

では、これを持ちまして、令和2年度第3回亀山市地域公共交通会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

<11:00終了>

以上、概略のみ